

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和5年10月版)					新 (令和6年4月版)					編章節条項	項以下	編章節条	項以下	新条文	改定理由						
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項							項以下	編	章	節	条	項
1	1	1	9	1	(2)													下請負者が兵庫県の入札参加資格者である場合には、及び指名停止期間中でないこと。	下請負者が兵庫県の入札参加資格者である場合には、 入札参加資格制限及び指名停止期間中でないこと。	入札参加資格制限基準の改正に伴う追記	
						1	1	1	18	5									受領書の交付	受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。	新規追加
						1	1	1	18	6									再生資源利用促進計画		
						1	1	1	18	7									再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等	受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	新規追加
						1	1	1	18	8									建設発生土の運搬を行う者に対する通知	受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	新規追加
						1	1	1	18	9									建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等	受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。	新規追加
						1	1	1	18	10									実施書の提出		
						1	1	1	18	11									建設資材廃棄物引渡完了報告の提出		